

産業廃棄物収集運搬業許可証

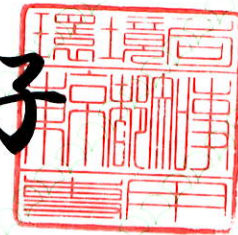
住 所 東京都大田区仲池上一丁目 19 番 16 号

氏 名 三友運輸株式会社
代表取締役 宮崎 徹治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6 年 10 月 8 日

許可の有効年月日 令和 11 年 10 月 7 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬(保管・積替えを含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上 9 種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類(積替え保管に係る限定は裏面のとおり)

汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上 9 種類)

2 積替え保管施設(施設詳細は裏面のとおり)

施設所在地：東京都大田区仲池上一丁目 19 番 16 号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として 9 時から 16 時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入及び搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 11 年 10 月 8 日 新規許可

令和 6 年 10 月 8 日 更新許可 第 5 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



東京都

(裏面)

許可番号

第13-10-061755号

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都大田区仲池上一丁目19番16号

保管・積替面積：760.47m²

最大保管高さ：2.5m

産業廃棄物の種類	保管量		
廃プラスチック類、金属くず（廃バッテリーに限る。）	直置き		22.5m ³
廃プラスチック類、金属くず（廃電源盤に限る。）	直置き		30.0m ³
汚泥（無機性汚泥に限る。）	ドラム缶	2個	0.4m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	プラスチック容器	5個	0.5m ³
廃油	ポリタンク	24個	0.43m ³
廃アルカリ	ポリタンク	24個	0.43m ³
廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	フレコンバック	2個	2.0m ³
保管量合計			56.26m ³

(以下余白)